

令和2年第5回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和2年度石川県一般会計補正予算（第5号）	1
議案第2号	令和2年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第1号）	9
議案第3号	令和2年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第1号）	11
議案第4号	令和2年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第1号）	13
議案第5号	令和2年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第1号）	15
議案第6号	令和2年度石川県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	17
議案第7号	令和2年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	19
議案第8号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	21
議案第9号	当せん金付証票の発売について	23
議案第10号	公の施設の指定管理者の指定について	25
議案第11号	損害賠償額の決定について	27
議案第12号	請負契約の締結について（主要地方道 金沢美川小松線 地方道改築5類工事 （手取川橋梁P3-A2上部工）	29
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	31
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	33
報告第3号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（広 域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 千代工区 橋梁工事）	35

議案第1号

令和2年度石川県一般会計補正予算(第5号)

令和2年度の石川県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,947,108千円を追加し、歳入歳出それぞれ663,419,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入		△印減		
款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 107,979,607	千円 3,226,253	千円 111,205,860
	1 国庫負担金	33,679,605	△ 40,747	33,638,858
	2 国庫補助金	72,462,524	3,267,000	75,729,524
12 繰入金		24,393,752	△ 279,145	24,114,607
	2 基金繰入金	24,243,712	△ 279,145	23,964,567
歳入合計		660,472,019	2,947,108	663,419,127

議案第一号 令和2年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 議 会 費		千円 1,191,797	△	千円 3,161	千円 1,188,636
	1 議 会 費	1,191,797	△	3,161	1,188,636
2 総 務 費		90,110,343	△	10,995	90,099,348
	1 総 務 管 理 費	10,803,189	△	5,869	10,797,320
	2 徴 税 費	73,608,635	△	2,441	73,606,194
	3 市 町 村 振 興 費	1,223,037	△	820	1,222,217
	5 防 災 救 助 費	4,167,972	△	1,122	4,166,850
	6 人 事 委 員 会 費	87,298	△	208	87,090
	7 監 査 委 員 費	206,848	△	535	206,313
3 企 画 振 興 費		24,571,878	△	1,996	24,569,882
	1 企 画 振 興 費	24,571,878	△	1,996	24,569,882
4 県 民 文 化 費 ス ポ ー ツ 費		11,139,778	△	3,653	11,136,125
	1 県 民 費	1,948,179	△	1,463	1,946,716
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	9,191,599	△	2,190	9,189,409
5 健 康 福 祉 費		129,956,215		3,255,644	133,211,859
	1 高 齢 者 福 祉 費	34,263,258	△	1,482	34,261,776
	2 子 育 て 福 祉 費	16,559,343	△	2,561	16,556,782
	3 障 害 福 祉 費	11,823,310	△	436	11,822,874
	4 地 域 福 祉 費	16,184,360		1,166,688	17,351,048
	5 健 康 推 進 費	7,515,651	△	4,469	7,511,182
	6 生 活 衛 生 費	212,360	△	219	212,141
	7 医 薬 看 護 費	43,397,933		2,098,123	45,496,056

款	項	補正前の額	補正額	計	
6 生活環境費		千円 2,463,166	△	千円 2,162	千円 2,461,004
	1 生活環境費	2,463,166	△	2,162	2,461,004
7 商工労働費		65,011,570	△	5,450	65,006,120
	1 商工費	63,265,654	△	3,888	63,261,766
	2 労働費	1,653,334	△	1,401	1,651,933
	3 労働委員会費	92,582	△	161	92,421
8 観光費		3,700,830	△	1,984	3,698,846
	1 観光戦略推進費	3,700,830	△	1,984	3,698,846
9 農林水産業費		37,800,809	△	15,000	37,785,809
	1 農業費	17,636,314	△	7,537	17,628,777
	2 畜産業費	1,168,947	△	1,157	1,167,790
	3 農地費	10,810,628	△	2,696	10,807,932
	4 林業費	5,520,391	△	1,918	5,518,473
	5 水産業費	2,664,529	△	1,692	2,662,837
10 土木費		69,176,992	△	13,084	69,163,908
	1 土木管理費	594,122	△	953	593,169
	2 道路橋りょう費	34,393,202	△	5,582	34,387,620
	3 河川海岸費	18,642,006	△	2,406	18,639,600
	4 港湾費	3,426,138	△	959	3,425,179
	5 都市計画費	10,026,737	△	1,768	10,024,969
	6 建築住宅費	2,094,787	△	1,416	2,093,371
11 警察費		25,307,956	△	46,964	25,260,992
	1 警察管理費	23,696,456	△	46,964	23,649,492

款	項	補正前の額	補正額	計	
12 教育費		千円 102,095,845	△	千円 203,365	千円 101,892,480
	1 教育総務費	13,430,768	△	5,262	13,425,506
	2 小中学校費	54,385,364	△	133,680	54,251,684
	3 高等学校費	23,301,092	△	46,671	23,254,421
	4 特別支援学校費	8,841,394	△	17,752	8,823,642
13 災害復旧費		3,965,019	△	722	3,964,297
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,258,792	△	229	1,258,563
	2 土木施設災害復旧費	2,706,227	△	493	2,705,734
歳 出 合 計		660,472,019		2,947,108	663,419,127

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和2年度道路建設費	令和3年度 令和4年度	4,920,000 ^{千円}	令和3年度 令和4年度	5,380,000 ^{千円}
令和2年度道路整備費	令和3年度	120,000	令和3年度	610,000
庁舎管理費			令和3年度	367,000
のと里山空港管理運営費			令和3年度	51,000
県庁舎総合案内費			令和3年度	12,000
しいのき迎賓館管理費			自 令和3年度 至 令和7年度	453,000
石川四高記念文化交流館運営費			令和3年度	4,000
美術館運営費			令和3年度	32,000
歴史博物館運営費			令和3年度	20,000
伝統産業工芸館運営費			自 令和3年度 至 令和7年度	185,000
令和2年度河川整備費			令和3年度	45,000
令和2年度土木施設災害復旧費			令和3年度	300,000
令和2年度港湾管理費			令和3年度	100,000
令和2年度港湾災害復旧費			令和3年度	60,000
令和2年度都市計画整備費			令和3年度	5,000
兼六園管理費			令和3年度	52,000
金沢城公園管理費			令和3年度	45,000
運転者講習費			令和3年度	84,000
運転免許受付費			令和3年度	20,000
交通指導取締活動費			令和3年度	85,000
一般交通安全施設整備費			令和3年度	111,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 農林水産業費			千円 200,000
	3 農地費		200,000
		広域営農団地農道整備事業費	200,000
10 土木費	2 道路橋りょう費		1,305,000
		国道改築費	240,000
		地方道改築費	430,000
		橋りょう補修費	295,000
		道路災害防除費	75,000
		県水送水管耐震化事業費	265,000
	3 河川海岸費		2,679,500
		広域河川改修費	1,244,000
		緊急河川堆積土砂対策費	300,000
		河川環境整備費	33,000
		情報基盤緊急整備事業費	52,000
		県単河川改良費	3,500
		県単河川防災費	42,000
		通常砂防事業費	437,000
		地すべり対策事業費	95,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	190,000
		海岸侵食対策費	283,000
	4 港湾費		246,500

議案第一号 令和二年度石川県一般会計補正予算 繰越明許費

款	項	事業名	金額
		港湾改修費	206,000
		港湾補修費	40,500
	5 都市計画費		900,000
		街路事業費	755,000
		金沢城公園整備費	55,000
		公園施設安全安心対策費	30,000
		木場潟公園整備費	60,000
	合	計	5,331,000

議案第2号

令和2年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

令和2年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ419千円を減額し、歳入歳出それぞれ18,430,188千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和2年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入		△印減			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6 諸収入		千円 693,652	△	千円 419	千円 693,233
	1 雑入	693,652	△	419	693,233
歳入合計		18,430,607	△	419	18,430,188
歳出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 公営競馬費		千円 18,430,607	△	千円 419	千円 18,430,188
	1 公営競馬費	18,428,851	△	419	18,428,432
歳出合計		18,430,607	△	419	18,430,188

議案第二号 令和2年度石川県公営競馬特別会計補正予算

議案第 3 号

令和 2 年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費		千円	令 和 3 年 度	千円 24,000

議案第三号 令和二年度石川県港湾整備特別会計補正予算

議案第4号

令和2年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 病院事業費用		24,440,964千円	△ 20,439千円	24,420,525千円
第1項 医業費用		24,056,747千円	△ 20,439千円	24,036,308千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	令和3年度	455,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「9,707,887千円」を「9,687,448千円」に改める。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第5号

令和2年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 病院事業費用	3,370,160千円	△ 4,985千円	3,365,175千円	
第1項 医業費用	3,282,403千円	△ 4,985千円	3,277,418千円	

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	令和3年度	51,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「2,343,982千円」を「2,338,997千円」に改める。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第6号

令和2年度石川県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度の石川県流域下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度石川県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	既決予定額		補正予定額	計
第1款 流域下水道事業費用	3,845,821千円	△	119千円	3,845,702千円
第1項 営業費用	3,558,924千円	△	119千円	3,558,805千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	既決予定額		補正予定額	計
第1款 資本的支出	2,007,552千円	△	71千円	2,007,481千円
第1項 建設改良費	1,412,499千円	△	71千円	1,412,428千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
加賀沿岸流域下水道 (梯川処理区)管理費	自 令和3年度 至 令和7年度	1,771,000千円
加賀沿岸流域下水道 (大聖寺川処理区)管理費	自 令和3年度 至 令和5年度	605,000千円
犀川左岸流域下水道 管 理 費	自 令和3年度 至 令和7年度	1,944,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「70,546千円」を「70,356千円」に改める。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第7号

令和2年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	2,140,000千円	280,000千円	2,420,000千円
(うち債務負担行為額)	120,000千円	280,000千円	400,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 水道用水供給事業費用		5,747,404千円	△ 1,053千円	5,746,351千円
第1項 営業費用		5,629,520千円	△ 1,053千円	5,628,467千円
(債務負担行為)				

第4条 予算第5条中「120,000千円」を「400,000千円」に改める。また、予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
既存送水管 修繕費	令和3年度	400,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「462,075千円」を「461,022千円」に改める。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第八号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年十一月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

一 知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号)第三条第二項

二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)第四条第二項ただし書

三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)第六条第二項ただし書

第六条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

一 知事、副知事給与条例第三条第二項

二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書

三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提案理由

石川県人事委員会の令和二年十一月六日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の期末手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、令和3年度中に当せん金付証券を総額10,500,000千円の範囲内において発売する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第10号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県政記念しいのき迎賓館	KCSコンソーシアム 代表者 金沢市南町2番1号 株式会社 ケイ・シー・エス 代表取締役 谷内 一 夫 構成員 金沢市南町2番1号 太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩野 伸 彌	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
石川県立伝統産業工芸館	ナカダ・クラフトプロジェクト 代表者 金沢市湊四丁目48番地 ナカダ株式会社 代表取締役 中野 正 啓 構成員 白山市倉光十丁目134番地 株式会社 米沢ビルシステムサービス 代表取締役 久田 伸 一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）	柿本商会・石垣メンテナンクスグループ 代表者 金沢市藤江南二丁目28番地 株式会社 柿本商会 代表取締役 柿本 自如 構成員 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 石垣メンテナンクス株式会社 代表取締役 石垣 真	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第十号 公の施設の指定管理者の指定について

施設の名称	指定管理者	指定期間
加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）	白山市村井町330番地 株式会社 トスマク・アイ 代表取締役 藤井 雅之	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設を除く）	白山市村井町330番地 株式会社 トスマク・アイ 代表取締役 藤井 雅之	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第12号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 主要地方道 金沢美川小松線 地方道改築5類工事（手取川橋梁P3-A2上部工）

2 契約金額 1,606,000,000円

3 契約の相手方

駒井ハルテック・北都特定建設工事共同企業体

代表者 大阪府大阪市西区立売堀四丁目2番21号

株式会社 駒井ハルテック

代表取締役 田 中 進

上記代理人 東京都台東区上野一丁目19番10号

株式会社 駒井ハルテック東京本社

常務取締役 川 本 俊 彦

構成員 白山市福留町555番地

株式会社 北都鉄工

代表取締役 小池田 康 秀

報告第1号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第6号

損害賠償額の決定について

令和2年2月27日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年11月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方 [redacted]

2 賠償額 1,305,873円

3 賠償責任発生の事実

令和2年2月27日午後0時5分頃、輪島市西脇町坊田46の2番地先路上において、能登北部保健福祉センター技師室木究の運転する小型貨物自動車[redacted]の運転する[redacted]所有の軽貨物自動車に衝突し、同車に損害を与え、同車に対し43日間の通院加療を要する被害を与えたもの

報告第2号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第7号

損害賠償額の決定について

令和2年9月1日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年11月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 44,828円
- 3 賠償責任発生の事実

令和2年9月1日午前9時50分頃、白山市幸明町183番地1先路上において、石川中央保健福祉センター主任技師河畑沙織の運転する軽自動車[REDACTED]の運転する[REDACTED]所有の軽自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第3号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第5号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

平成30年第5回石川県議会定例会において議決された議決第27号「請負契約の締結について」（広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 千代工区 橋梁工事）のうち、その一部を次のように変更する。

令和2年11月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

契約金額「779,760,000円」を「809,700,900円」に改める。